

介護保険サービスの利用開始方法

①要介護(要支援)認定申請を行う

サービスの利用を希望する場合、**岩内町役場介護保険担当(Tel0135-67-7085)**に**介護保険被保険者証を添えて要介護(要支援)認定の申請を行います。**
※地域包括支援センターや各居宅介護支援事業者、介護保険施設に申請の代行を依頼することもできます。

②要介護(要支援)認定

★訪問調査

- ・岩内町の認定調査員がご自宅等に訪問して聞き取り調査を行います。
- ・全国共通の認定調査票に基づいて、申請者の心身状態などの聞き取り調査が行われます。



★一次判定

- ・訪問調査の結果に基づき、コンピューター判定が行われます。



★医師意見書

- ・かかりつけ医に申請者の疾病の状態、特別な医療、認知症や障がいの状況について意見を求めます。**(岩内町が依頼します)**



★二次判定

- ・介護認定審査会において、一次判定結果、概況調査、医師意見書などを踏まえ、どのくらいの介護が必要か審査を行います。



★認定・結果通知

- ・**要介護1~5、要支援1・2、非該当(自立)**の8つの区分に認定されます。
- ・**非該当(自立)**と認定された方は、**介護保険サービスを利用することができません。※1**
- ・申請からおおよそ30日程度で結果が通知されます。
- ・要介護(要支援)認定には有効期間があります。有効期間の終了前に更新申請が必要となります。



要介護1～5の場合

★介護サービス利用計画 (ケアプラン)の作成

- ・居宅サービスの利用を希望する場合は、**居宅介護支援事業所にケアプランの作成を依頼します。※2**
- ・施設入所を希望する場合は、ケアプランの作成は必要ありません。



要支援1・2の場合

★介護予防サービス計画 (介護予防ケアプラン)の作成

- ・介護予防サービスの利用を希望する場合は、**岩内町地域包括支援センター(TEL0135-61-4567)**に介護予防ケアプランの作成を依頼します。



★サービスの利用

- ・申請者は、サービス事業所と契約を結び、ケアプラン(介護予防ケアプラン)に基づいてサービスの利用を開始します。
- ・施設入所を希望する方は、施設へ入所します。
- ・サービスの量や内容等については、利用開始後も一定期間ごとに確認を行い、必要に応じて見直しを行います。



※1 **非該当(自立)**と認定された場合であっても、希望されるサービスによっては障害者総合支援法によるサービスの利用や岩内町独自の支援サービスによる類似サービスの利用が可能となる場合があります。

※2 岩内町では現在3つの居宅介護支援事業所があり、**岩内町社会福祉協議会でも平成12年4月の介護保険開始当初から北海道より指定を受け『居宅介護支援いわない』を事業運営しております。**現在2名の介護支援専門員(ケアマネジャー)が要介護1～5の介護認定を受け在宅で介護保険サービスを利用希望された方に対しケアプランを作成し、住み慣れた自宅で安心して生活できるようお手伝いさせていただいております。

介護保険サービスの利用やケアプラン等のご質問・
ご相談がございましたらお気軽にご連絡下さい♪

事業所名 居宅介護支援いわない

指定居宅サービス事業所番号 0172300089

住所 〒045-0022 北海道岩内郡岩内町字清住167番地

(岩内町社会福祉協議会内)

電話番号 0135-62-3328 FAX 0135-62-3859

担当 ケアマネジャー 三浦・高島